

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第十一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和7年3月18日

（令和6年度諮問第12号）

答申日：令和8年3月10日

（令和7年度答申第11号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年11月27日付け及び令和6年8月14日付けで審査請求人から提起のあった、令和5年10月18日付け及び令和6年8月6日付けでA市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条第5項の規定による保護申請却下処分2件（以下、令和5年10月18日付けで行われた保護申請却下処分を以下「本件処分1」といい、令和6年8月6日付けで行われた保護申請却下処分を以下「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下、本件処分1に対する審査請求を「審査請求1」といい、本件処分2に対する審査請求を「審査請求2」といい、併せて「本件各審査請求」という。）について、棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（社会援護課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理手続での審査請求人の主張の要旨

令和7年1月20日付け審理第116号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

(2) 審査会の審査手続での主張の要旨

ア 国勢調査について

令和7年に行われた国勢調査において、審査請求人は単身世帯であり、審査請求人の兄とは別々の世帯であることを総務省統計局、広島県、A市が認定している。

イ 審理手続について

審理員は、処分庁が作成した令和6年11月26日付け第2次再弁明書（以下「第2次再弁明書」という。）を審査請求人に送付していないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定に反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年3月18日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

イ 判断

審理員意見書記載内容のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件各審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件各審査請求には、理由がないから、いずれも行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、単身世帯の世帯主であるにもかかわらず、処分庁に兄と同一世帯と認定され、令和5年9月19日に行った保護申請（以下「保護申請1」という。）及び令和6年7月8日に行った保護申請（以下「保護申請2」といい、保護申請1と併せて「本件各保護申請」という。）が却下されたのは、違法・不当であるなどと主張している。

(2) 本件各処分についての検討

ア 世帯の認定について

(ア) 世帯の認定は、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第1のとおり、主に生計の同一性に着目しつつ、目安として、「居住者相互の関係」、「消費財及びサービスの共同購入・消費の共同」、「家事労働の分担」、「戸籍・住民基本台帳の記載事実」等の事実関係という目安を用いて、個々の事例に即して適正に行うこととされているところ、処分庁は、本件において、次のような事実認定をしている。

a 同一居住について

(a) 審査請求人の住居は、敷地内に屋根の分かれている母屋と離れが存在しており、離れの2階にある居室の一つに審査請求人が居住し、兄は母屋で寝起きしている。

(b) 母屋にのみ風呂・トイレ・台所が設置されており、離れにはこれら生活に必要な設備がなく、共用している。

b 居住者相互の関係について

審査請求人らは、兄妹であって、互いに民法（明治29年法律第89号）第877条第1項にいう生活扶助義務関係にあり、日常生活においても相当程度の交流がある。

c 消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担について

- (a) 光熱水費について、その使用は共同である（使用料を因るメーターは、母屋と離れで分離独立していない。）。
- (b) 光熱水費全般については、共有の相続財産と推定される亡母の預金から支払をしている。
- (c) 風呂・トイレ・台所は母屋にしかなく、共同利用している。
- (d) 食事は、（食材を）個別に購入し、別々にとっている。
- (e) 家具じゅう器は共同で使用している。

d 戸籍・住民基本台帳の記載事実について

- (a) 審査請求人らは、戸籍上の実の兄妹である。
- (b) 住民基本台帳では、それぞれが世帯として、別の地番で登録されている。

ただし、審査請求人は、2回目の面接相談日の前日である令和5年9月14日に兄と同地番であった住民基本台帳の登録地Dから現登録地Cに転居した届出を行っている。なお、この点について、処分庁は、同年8月8日の初回面接相談時の世帯認定に関する説明を審査請求人が住民基本台帳の登録地が別であればよいと誤認したのであって、実際には転居に類推するような行為はなかったものと思料し、同一世帯としての認定を妨げるものではないとしている。

- (イ) 処分庁が認定した前記(ア)の事実のうち、c (b)の事実（光熱水費全般の支払）については、審理員において確定することができないものの、共有の相続財産と推定される亡母の預金からの支払か、審査請求人と兄との折半か、いずれの場合であっても、審査請求人らが電気・ガス・水などについて、「共同購入・消費の共同」をしていることに変わりはない。その他の事実は、妥当であると認められる。

したがって、審査請求人らの生活実態からみて、同人らは生計を一にしていると評価するのが相当であり、処分庁が、生活保護法の適用において、審査請求人らは同一の世帯であるとした判断は妥当であると認められる。

イ 保護の要否について

前記アのとおり、生活保護法の適用において、審査請求人らは同一の世帯に属するものとして取り扱われるべきものであることから、審査請求人らそれぞれの収入及び資産が判明する資料を基に、保護の要否を判定することとなる。

このため、処分庁は、審査請求人らは同一の世帯であると判断したことを前提として、保護の決定等に必要な兄の資料の提出を求めたものの、審査請求人らが応じなかったことが認められる。

そのため、処分庁は、保護の決定等に必要な兄の資料が提出されず、保護に必要な事実が明らかにならなかったことから、生活保護法第28条第5項の規定に基づき、本件各保護申請を却下したものと認められる。

ウ 以上のとおり、本件各処分は、関係法令等の定めにより行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人は、固定資産税等課税明細書の写しや審査請求人らの住民票謄本の写しなどを提出し、単身世帯の世帯主であるなどと主張している。

しかしながら、審査請求人らが同一世帯と認められることは、前記(2)のとおりであり、審査請求人の主張は、次のとおり理由がない。

すなわち、母屋と離れの関係については、風呂・トイレ・台所は母屋にしかなく、離れの井戸からくみ上げられる井戸水により、母屋にあるこれらの設備は共同利用されていることからすると、離れは「住宅としての機能を果たさない附属的な建物」であって、母屋と離れは一体の関係にあると認められ、それぞれ別の住宅用家屋とは認められない。また、世帯の認定については、後記第5・1(4)(ア)のとおりの手順で総合的に判断するものとされており、住民票の記載のみをもって判断することはできない。

(4) このほか、審査請求人はるる主張するが、当該主張をもって、本件各処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各審査請求には、いずれも理由がない。よって、本件各審査請求は、いずれも行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年3月18日）

2 第1回審議（令和7年12月23日）

(1) 本件各審査請求に係る審議を行った。

(2) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する行政不服審査法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

3 審査会は、令和8年1月19日付けで、審査請求人に対して、前記2(2)の調査権限を行使した。

(1) 処分庁に対する申告内容について（光熱水費）

光熱水費について、審査請求人は亡母の預金から、兄は自身の毎月の年金から、

折半して支払っていると主張する。一方、処分庁は、光熱水費全般は、審査請求人と兄の共有の財産と推定される亡母の預金から支払っていると主張しており、この主張は、審査請求人の申告に基づいたものであると反論していることから、審査会は、審査請求人が生活保護を申請する際、どの金員を光熱水費の支払に充てていると処分庁に説明したのか、回答するよう求めた。

(2) 証拠の提出について

ア 光熱水費及び食料品の購入等の状況について

審査会は、光熱水費を兄と折半して支払っていることを裏付ける証拠及び食料品を兄と別々で購入していることを裏付ける証拠を提出するよう求めた。

イ 光熱水費及び食料品以外の購入等の状況について

審査会は、①兄と別々で負担しているものはどのようなものがあるか、②①で審査請求人が支払に充てている金員はどのようなものか（審査請求人の預貯金口座か、亡母が所有していた金員か）、③審査請求人と兄が共同で負担しているもの、共同で利用しているもの、審査請求人が兄に負担してもらっているものはどのようなものがあるかについて回答するよう求めるとともに、それを裏付ける証拠を提出するよう求めた。

4 令和8年2月9日、前記3の調査権限の行使に対して審査請求人から、前記3(1)について、兄が亡母の年金で生活していたという申告は一度もしたことがない旨の回答があった。なお、前記3(2)については、回答が得られなかった。

5 第2回審議（令和8年2月17日）

本件各審査請求に係る審議を行った。

6 第3回審議（令和8年3月10日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 生活保護法

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第4条

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の

事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(2) 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

(3) 行政不服審査法

第29条

- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(4) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第1 世帯の認定

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

(5) 問答集

(ア) 第1 世帯の認定

世帯の認定

「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をとともにしている者の集まりをいうが、生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。

もともと、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯として認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。

(イ) 問13-37 調査に協力しない場合

(問) 保護申請時に要保護者が、保護の決定のために必要な調査に協力しないような場合いかにすべきか。

(答) 調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第25条第5項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。

- (6) A市においては、A市福祉事務所設置条例（昭和〇年A市条例第〇号）第〇条により設置されたA市福祉事務所において、生活保護法に関する事務を行っている（A市福祉事務所設置条例第〇条）。
- (7) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (8) 次官通知、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。
- (9) 厚生労働省から問答集が示されており、生活保護法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。
- (10) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 審査請求人は、令和5年8月8日及び9月15日の2回、処分庁を訪れ、生活保護制度の説明を受けた後、令和5年9月19日、単身世帯として保護申請1を行った。
- イ 処分庁は、令和5年9月25日及び10月3日の2回、審査請求人宅を訪問し、実地調査を行った。
- ウ A市B町C（以下、単に「C」という。）及び同町D（以下、単に「D」という。）にそれぞれ家屋が建っており、住民票上、Cの世帯主は審査請求人、Dの世帯主は兄とされている。なお、CとDとは近接している。
- エ Cの土地には母屋が、Dの土地には離れが建っており、少なくとも、審査請求人が本件各保護申請を行った当時、母屋には風呂、便所及び台所が備え付けられていたが、離れにはこれらは存していなかった。

オ 処分庁は、審査請求人らは同一世帯であると認定し、保護の決定等に必要な兄の資料の提出を求めたものの、審査請求人らが応じなかったため、令和5年10月18日付けで、生活保護法第28条第5項の規定に基づき、保護申請1を却下する本件処分1を行った。

カ 審査請求人は、令和5年11月27日付けで、広島県知事に対し、本件処分1の取消しを求める旨の審査請求1を行った。

キ 審査請求人は、令和6年7月8日、単身世帯として保護申請2を行った。

ク 処分庁は、前記ウと同様、審査請求人らは同一世帯であると認定し、保護の決定等に必要な兄の資料の提出を求めたものの、審査請求人らが応じなかったため、令和6年8月6日付けで、生活保護法第28条第5項の規定に基づき、保護申請2を却下する本件処分2を行った。

ケ 審査請求人は、令和6年8月14日付けで、広島県知事に対し、本件処分2の取消しを求める旨の審査請求2を行った。

コ 審理員は、令和6年10月24日付けで、審査請求1及び審査請求2の審理手続を併合した。

(2) 判断

ア 「世帯」の認定について

(ア) 判断枠組み

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は原則、同一世帯であるところ、「世帯」の認定の具体的な基準としては、①同一居住のほか、②居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）、③消費財及びサービスの共同購入、消費の共同、④家事労働の分担、⑤他の法律関係の事実（戸籍、住民基本台帳等の記載事実）があり、生活保護の申請を受けた行政庁は、これらに基づいて個々の事案に即して「世帯」の認定を行うこととなる。

そこで、以下、これらの基準により審査請求人と兄が別世帯といえるか否か検討する。

(イ) 同一居住について

「住宅」とは人の居住の用に供する家屋であり、具体的には、居室のほか、風呂、便所、台所等が備わり、独立した生活を営むことができる建築物を指すと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみるに、前記2(1)エで認定したとおり、本件各申請時、母屋にのみ風呂、便所及び台所があり、離れにはこれらは存していなかったことが認められる。そうすると、離れは、独立した生活を営むことができる建築物ではなく、母屋とともに利用することにより居住生活を維持することができるものというべきである。すなわち、離れは母屋の附属的な建築物とみるのが相当である。

この点、審査請求人は、㊦離れには井戸、井戸水のくみ上げ用電気ポンプ、井戸水や上水道の蛇口、電気冷蔵庫2台、ガスコンロ1台、調理器具等があること、㊧離れの井戸及び井戸水のくみ上げ用電気ポンプ等の設備により、井戸水は離れだけでなく母屋の台所、風呂場、洗面所、便所に給水されていることの各点から、離れには生活に必要な設備があり、したがって、離れは母屋の附属的な建築物ではなく、離れと母屋はそれぞれ別個の設備と機能を備えた独立した建築物であると主張する。

しかしながら、上記の「住宅」の定義に照らすと、上記㊦に列挙の設備や家電製品、調理器具等は、住宅を構成する一部分にすぎないのであって、およそこれらの設備や家電製品、調理器具等のみにより独立した生活を営むことができるとはいえない。また、上記㊧の点についても、離れの井戸水が母屋の台所、風呂場、洗面所、便所に給水されていることは、むしろ母屋と離れが一体的な構造を有しており、両者は独立した建築物ではないことを示す事実である。したがって、審査請求人の上記㊧の主張は主張自体失当である。

なお、審査請求人は、兄は母屋を中心に、審査請求人は離れを中心に生活していることを理由に、両人は独立して生活している旨主張する。

しかしながら、このことは単一の住宅に各世帯員が主として占有する空間があるというにすぎないのであって、このことをもって審査請求人と兄が別世帯であるとはいえない。

(ウ) 居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）について

審査請求人と兄は実の兄妹であり（なお、民法第877条第1項では兄弟姉妹は相互に扶養する義務があるとされている。）。また、少なくとも本件各申請時、審査請求人と兄は、近接するC及びDの土地に存する家屋で生活していることから、両人の間には相当程度の交流があり、濃密性があることが認められる。

(エ) 消費財及びサービスの共同購入、消費の共同について

a 光熱水費の支払について

審査請求人は、光熱水費について、審査請求人のものは亡母の預金から、兄のものは兄の年金からそれぞれが折半して支払っており、処分庁の「共有財産と推定される亡母の預金から支払っている」という主張事実を否認する。

しかしながら、審査請求人と兄が光熱水費を折半して支払っている点について審理手続において疎明はなく、当審査会が上記の点について審査請求人に立証を促しても何ら証拠が提出されなかった。

この点、審査請求人は、兄の令和5年6月1日付けの「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」及び同日付けの「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」を基に、令和5年当時、兄には毎月約7万円の収入があり、兄は独立した生計を立てることができるようになった事実を摘示した

上で、光熱水費について審査請求人は亡母の預金から、兄は自身の毎月の年金からそれぞれ折半して支払っている旨主張する。

しかしながら、かかる事実は、あくまでも兄の「収入」に関するものであって、これにより、兄が自身の年金から光熱水費を支払っていることが明らかになるわけではなく、ましてや、審査請求人が亡母の預金から光熱水費を支払っていることが明らかになるものでもない。したがって、審査請求人の上記主張は主張自体失当である。

b 光熱水費以外の消費財及びサービスについて

光熱水費以外の消費財及びサービスの購入・消費については、審査請求人から何ら主張・立証はなく、この点については明らかでないというほかない（なお、この点について審査会から審査請求人に主張・立証を促したが、審査請求人からは何ら主張・立証がなかった。）。

(オ) 家事労働の分担について

審査請求人は、家事については兄と別々に行っており、兄とは別に食事を取り、兄と共同で使用している家具じゅう器はほとんどない旨主張する。

しかしながら、かかる事実は単に世帯内の生活様式にすぎず、このことをもって審査請求人と兄が別世帯であるとはいえない。

(カ) 他の法律関係の事実について

a 住民基本台帳について

審査請求人は、住民基本台帳において審査請求人と兄がそれぞれ単身世帯の世帯主とされていることを理由に、住民基本台帳及びこれと同内容の住民票を基に生活保護においても審査請求人は単身世帯の世帯主として認定されるべきであると主張する。

しかしながら、前記2(2)ア(ア)で説示したとおり、別世帯か否かについては前記2(2)ア(ア)に掲記の①ないし⑤の事実を総合して判断すべきであって、住民基本台帳の記録の一事をもって審査請求人を単身世帯の世帯主と認定することは相当でない。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

b 固定資産税・都市計画税課税明細書について

審査請求人は、令和5年度の固定資産税・都市計画税課税明細書にC、Dのそれぞれに家屋（母屋及び離れ）が建っていることが記載されていること、また、それぞれの家屋に電気、上水道、電気冷蔵庫、炊事の設備があることを理由に、Cの単身世帯の世帯主であると主張する。

しかしながら、前記2(2)ア(イ)で説示したとおり、離れに電気、上水道、電気冷蔵庫、炊事の設備があるのみでは独立した生活を営むことができるとはいえず、また、Dの土地に建っている離れはCの土地に建っている母屋の附

属的な建築物であって、母屋と離れは一体的な構造を有していることから、固定資産税・都市計画税課税明細書に母屋と離れがそれぞれ記載されていることをもって、審査請求人が単身世帯の世帯主であるとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

c 国勢調査について

審査請求人は、統計法に基づく国勢調査において審査請求人は単身世帯とされ、兄とは別世帯とされていると主張する。

しかしながら、国勢調査において審査請求人と兄を別世帯としているのは審査請求人自身であり、また、前記2(2)ア(ア)で説示したとおり、別世帯か否かについては前記2(2)ア(ア)に掲記の①ないし⑤の事実を総合して判断すべきであって、国勢調査の一事をもって審査請求人を単身世帯の世帯主と認定することは相当でない。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

d 兄の収入状況に係る処分庁の調査について

審査請求人は、兄の収入状況について処分庁が保護開始決定遅延調書に「老齢基礎・遺族年金」と、ケース診断（検討）票に「年金・遺族年金」としか記載しておらず、その内訳や金額を記載していないのは、兄の収入状況について処分庁は何ら調査を行っておらず、伝聞や推測に基づいて記載しているからであると主張する。

しかしながら、処分庁が兄の収入状況について調査できなかったのは、兄自身が処分庁からの調査依頼に応じなかったことが原因であるというべきである。したがって、審査請求人の上記主張は到底、採用することができない。

(キ) その他の主張について

前記の主張のほか、審査請求人はるる主張するが、審査請求人と兄は同一世帯であるとする前記認定判断を左右するものではない。

イ 審理手続における瑕疵について

審査請求人は、審理手続において審理員が処分庁の第2次再弁明書を審査請求人に送付しなかったことは、行政不服審査法第29条第5項に違反するものであって、審査請求人に第2次再弁明書に対して反論できないようにさせた不当行為であると主張するので、以下、この点について検討する。

審査請求人は、住民基本台帳において審査請求人と兄がそれぞれ単身世帯の世帯主とされていることから、審査請求人は生活保護においても単身世帯の世帯主として認定されるべきであると主張する。一方、処分庁は第2次再弁明書において、住民基本台帳法上、別世帯であっても、それだけをもって生活保護の世帯認定において別世帯として認めるものではないと主張し、審査請求人の上記主張に対して争っている（第2次再弁明書1頁・第1の1）。そうすると、審理員は第

2次再弁明書を審査請求人に送付して、審査請求人に処分庁の上記主張に対して反論する機会を与えるべきであり、審理員が第2次再弁明書を審査請求人に送付しなかったことは手続上の瑕疵があったといえる。

しかしながら、前記2(2)ア(カ)aで説示したとおり、別世帯か否かについては前記2(2)ア(ア)に掲記の①ないし⑤の事実を総合して判断すべきであって、住民基本台帳の記録の一事をもって別世帯と判断することは相当でないであり、このことは処分庁の第2次再弁明書の上記主張と同旨である。したがって、仮に第2次再弁明書の処分庁の上記主張に対して審査請求人が反論していたとしても（なお、第2次再弁明書に対して審査請求人は令和8年2月16日付け主張書面で反論している。）、その反論は当審査会の採らないところであるから、審理員に第2次再弁明書を審査請求人に送付していないという瑕疵があったとしても、このことは審査請求人と兄は同一世帯であるとする前記認定判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は上記瑕疵を理由に審理員意見書を広島県知事により却下されるべきであるとも主張する。

しかしながら、地方公共団体の首長が審理員意見書を却下するという手続はそもそも行政不服審査法に設けられていないことに加え、上記説示のとおり、上記瑕疵があったとしても、このことは審査請求人と兄は同一世帯であるとする前記認定判断を左右するものではなく、審理員意見書も当審査会の前記認定判断と同旨であるから、審査請求人の上記主張は採用することができない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の前記主張はいずれも理由がない。

本件各処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	井	上	嘉	仁
委員	保	志	明	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。